

令和6年度 大子町立だいが小学校いじめ防止基本方針

大子町立だいが小学校長 清水 洋太郎

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○児童の実態を十分に把握し、児童一人一人の活躍の場や心の居場所をつくるなど、いじめのおきにくい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

○学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○OSC、SSW、養護教諭等との相談を行い、児童理解、家庭との連携を行う。

(4) 縦割り班活動の実施

○異学年での縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、家庭でのルールを決めたり、児童に情報モラル教育をしたりするなどして迅速に対応する。

○PC、スマホ、タブレット、オンラインゲーム機などの通信機器の利用についての家庭のルールづくりを行い、振り返りシートを活用して振り返りを行う。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や幼稚園・保育園・保育所と情報交換や交流学习を行う。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

また、必要に応じて、町教育委員会、町福祉課、大子中学校、教育支援センター、警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「生活アンケート」「Q-U」の実施

5月、7月、10月、12月、2月「生活アンケート」、年間2回の「Q-U」を実施する。

また、「生活アンケート」や「Q-U」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、共感的な理解に努める。

(3) 「いじめ・問題行動の早期発見のためのチェック表」の活用

児童の様子をチェック項目を設け、早期発見に努め、児童の様子に目を配ったり、交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 職員集会での情報交換及び共通理解

毎週開催する職員集会で配慮を要する児童について、現状や指導に関する情報交換を行い、理解を図る。

4 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、当日中に管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、すぐに、生徒指導対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを受けた児童を全職員で守り通し心のケアに努めると共に・保護者に対して心のケアや見守りを依頼する等協力して対応する。
- (4) いじめを行った児童には、いじめをやめさせ毅然とした姿勢で指導する一方で、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように支援する。また、保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (6) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (7) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号】（以下「不登校重大事態」という。）
- ③ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【いじめの防止等のための基本的な方針p32、ガイドラインp4】

(2) 「重大事態」の判断について

重大事態の判断について、以下の事項を徹底します。

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑いが生じた段階で調査を開始する。
 - ・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たること。
- ※被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

① 「生命心身財産重大事態」に係る判断について

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

「心身に重大な被害が生じたこと」における心身への被害については、いじめを認知し、対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図る。

例えば、被害児童生徒が、いじめの事案で退学・転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

② 「不登校重大事態」

欠席の相当の期間とは、年間30日が目安となりますが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、「生命心身財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

学校又は設置者が、いじめがあったと確認していなくとも、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないという結論に至ることもある。

- (3)「重大事態」への対応について
重大事態が発生した場合の報告等については、以下の流れのように進める。

発生報告【いじめ防止対策推進法第30条第1項】

↓・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告する。

調査【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

↓・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

情報提供【いじめ防止対策推進法第28条第2項】

↓・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

調査結果報告【いじめの防止等のための基本的な方針p39】【ガイドラインp12】

↓・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査【いじめ防止対策推進法第30条第2項】

↓・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う。再調査報告【いじめ防止対策推進法第30条第3項】
・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

(重大事態の発生についての報告の流れ)

学校→設置者（教育委員会）→地方公共団体の長
↓
県教育委員会

【学校におけるいじめ防止等の対策のための組織】

(1) 生徒指導対策委員会（いじめ、不登校）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係職員等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員集会での情報交換及び共通理解

毎週開催する職員集会で配慮を要する児童について、現状や指導に関する情報交換を行い、全職員での理解を図る。

